

中国国有企业の株式会社化（三）

経済体制転換と企業制度改革

第一章 序論

第一節 社会主義経済体制下の企業経営

第二節 市場経済化にともなう企業制度改革の試み

第三節 本論文の構成

第二章 株式制企業試行の導入と展開

第一節 株式制企業試行の始まり

第二節 株式制企業試行の本格化

第三章 株式制企業試行に関する法整備

第一節 株式制企業試行の法整備の概況

第二節 証券の発行・取引および証券機構の管理に関する法整備の概況

第三節 株式会社法制の主な内容

第四章 株式会社への改組手続

（以上一八四号）

虞

建

新

第一節 証券監督管理体制および株式発行審査制度の変遷

第二節 上場会社への改組手続

第五章 企業再編

第一節 企業再編の目的および意義

第二節 企業再編の主な内容

第六章 株式の流通市場

第一節 株式流通市場の現状

第二節 国有株の譲渡規制について

第三節 株式市場の分割および国有株の譲渡規制の原因について（以上一八五号）

第七章 国有企業の株式制企業試行に残されている問題

第一節 株式会社の効率運営の基礎条件

第二節 機関運営に影響を及ぼしている要素

第八章 企業の財産所有制度改革

第一節 企業財産所有制改革の二方向への展開

第二節 両権分離に基づく経営権の拡大

第三節 法人財産制度の導入

第四節 中国の法人財産所有権に残された問題点

第七章 国有企業の株式制企業試行に残されている問題

中国の企業制度改革においては、株式制企業試行が行われ、株式会社制度が国有企业に導入された後、国有企业は確かに組織的に株式会社に変更された。これによつて、会社の法人財産権や株主の有限責任制が確立された。従前の集權的な計画経済体制のもとでの国有企业と比較すれば、政府と企業との関係が調整され、会社の経営メカニズムが転換されてきた。株式会社は、独自に経営を行い、自ら損益を負担する経済主体になりつつある。この意味では、株式制企業試行は、企業制度改革において成果を挙げ、一定の目的を達成しているといえる。とりわけ、国有企业が海外上場の株式会社に改組されることは、中国の企業制度改革において法人制度を確立するうえで非常に有意義である。これは、中国の株式会社の経営が国際的な規制を受け、海外市场のより厳しい上場要件を満たすため、企業組織の近代化を図ろうとするものである。⁽¹⁾

しかし、現段階においては会社の財産所有制度、株主構成、株式市場の現状、国家株の譲渡規制、政治体制に由來した政治的諸要素から制限や影響を受けているため、会社の支配に關わる権利責任の構造、および会社の運営に問題が多く残されている。この章では、株式会社の機関設置のあり方、機関運営、とりわけ所有者と経営者の関係に着目して、国が主要株主である株式会社の運営を考察する。株式会社の効率運営に必要な基礎条件についてふれたうえ、中国の株式会社の運営に生じている問題を取り上げる。

第一節 株式会社の効率運営の基礎条件

物権法の絶対性と排他性の特徴、および私的所有という資本制的所有権の特質からすれば、所有者および所有権の客体が明確であることが求められている。この法理に基礎づけられてこそ、株式会社においては、株主が誰であるかが明瞭となり、しかも株主は株式に基づいて会社に対する権利を行使し、かつ自由に株式を処分する権利を使しうる。会社の支配に関する権利および責任につき所有者と経営者の委任関係が健全に調整され、会社機関の効率的な運営が期待される。

株式会社の組織運営は、また株主、経営者、債権者、従業員などの企業の支配に関する権利と義務、権限と責任の構造、いわゆる会社統治のあり方に関わっている。そのうち、最も中心をなすのは、株主と経営者間の権利と義務、権限と責任の構造である。

株式会社の機関設置については、私的所有、法人財産制度、政治制度および法制度の完備といった株式会社を取り巻く基礎的な条件が共通している先進諸国の中でも、歴史的諸条件等が違うため、会社の機関設置をはじめ、会社機関の運営においては相当の相違点が見られる。⁽²⁾しかし、株式会社の機関設置は、株主総会・取締役会・監査役会に分化されており、近代国家における立法・行政・司法の三権分立の民主的政治思想が反映されている。⁽³⁾そこでは、多数決の原理が働き、株主総会、取締役会および監査役会の三機関が相互に監督し合うことによって、より効率的な運営が期待されている。なお、株式会社の内部関係の構築は、いかに少ない代理費用で効率的な経営機関を設置し、経営者が株主のために懸命に働くよいかに動機付けるか、かつ経営者を監督し、その権利濫用から株主の利益を守るかを課題とする。⁽⁴⁾

ほかに、株主は共益権を行使して、会社の運営を影響する。株主は、会社の経営、役員人事等につき自己の意思を表明する権利、いわゆる「発言権」と、株式を譲渡して会社から離脱する権利、いわゆる「離脱権」を有する。⁽⁵⁾ そのいずれもが、会社法によつて保障され、かつ会社統治を支えている。とりわけ株主の「離脱権」は、株主が投下資本を回収する自由を保障しているのみならず、会社の経営者達が懸命に働くよう監督する機能も果たす。⁽⁶⁾ すなわち会社が効率的に経営されていないと、株式が売却され、株価が低下し、会社が乗つ取られやすくなる。会社経営者は、会社事業の倒産により職を失う危険のみならず、乗つ取りの成功者によつて解任される危険にもさらされている。アメリカでは現実にも、会社経営者の監督が発達した資本市場に大いに依存している。すなわち企業が効率的に経営されず、取締役会がモニターとしての役割を果たしていないと、株価が下がり、外部投資家が株式市場で株式を買ってその会社を乗つ取り、株主としての発言権を行使して経営者または取締役会を入れ替えることが行われている。

第二節 機関運営に影響を及ぼしている要素

中国では、経済体制改革が漸進的に進められているなかで、株式制企業試行は、公有制原則のもとで行われているため、株式会社の機関設置、機関運営、所有者と経営者の委任関係の構築などは、国が主要株主であるという株主構成、現在の政治体制に由来した、企業における共産党组织の位置づけと役割、経営者人事制度などの要素から影響を受けている。

一 株主構成による影響

中国では、どの機関が国家株を保有するか、その機関はどのように株主としての権利行使するかは、株式会社の機関運営にとって重要である。これは、会社の独自経営の確保、所有者と経営者の健全な委任関係の構築などに大きな影響を及ぼすものである。

中国では、国有資産管理体制の再構築については、一九八八年に国家国有資産管理局が設置され、財政部とともに国有資産の管理職能を果たすということが決定され、それによつて試みられてきた。しかし、これは、各行政部門の利害関係に直結しているため、国有資産の所有権の管理職能をめぐる行政部門間の利害調整は相当に困難である。一九九八年三月に、中央官庁の再編成が行われた後、国家国有資産管理局は廃止され、結局のところ、国有资产管理局が財政部とともに国有資産の管理職能を果たすという当初の試みは行き詰まつてしまつた⁽⁷⁾。

現在の国有資産管理体制は、従来通り、中央部・局および地方政府の国有資産管理部門が、「政府分級管理」の原則に従つて国有資産の所有権の管理職能を果たしている。国家株の保有機関および権利行使に関しては、第五章で述べたように、「国有資産を以て投資を行つた部門がその国家株を管理する」という原則のもとで、それぞれの機関または行政部門は、国家株の株主としての権利行使している。現実には、国有資産管理部門をはじめ、財政部門、計画委員会、国有投資会社、国有銀行などが国家株の株主としての権利行使し、国家株の管理に当たつている⁽⁸⁾。なお、五三〇社の上場会社を対象に行つたある調査の結果によると、五三〇社のうち、政府の行政部門が国家株を保有している会社は、合わせて三三二社である。この三三二社の株主名簿によれば、国家株の持株数が明記されているが、国家株の保有機関が不明な会社は三九社である。その他の国家株の保有機関とその機関が国家株を

保有している会社数は、次の通りである。「集団会社」（原語：「集團公司」⁽⁹⁾）は一〇六社、国有資産管理局は一〇〇社、国有資産経営会社または国有持株会社は四七社、企業の行政主管部門は二〇社、財政局は一三社である。ほかに、複数の行政部門が国家株を保有している会社は六社、省レベルの地方政府が国家株を保有している会社は一社である。⁽¹⁰⁾

（二）会社の独自経営と効率的な機関運営が困難である。

株式会社においては、国为主要株主であるという株主構成は、会社の独自経営、会社の機関が相互に牽制しあい、効率的に運営することに影響を及ぼしかねない。株式会社では、形式的には、会社の役員人事や重要事項の決定などは、「会社法」に基づいて行われている。実際には、国が会社の主要株主である場合には、会社の取締役と監査役の人事決定および報酬などの株主総会の決議は、ほとんど主要株主である行政部門の意思により左右されてしまう。たとえば上海石油化学株式会社の場合には、取締役会の一六名の取締役のうち、一三名が主要株主により任命されている。代表取締役の人事、取締役の報酬、監査役の人事および報酬も、いずれも主要株主により決定される。⁽¹¹⁾

この場合には、株式会社が独自に経営できるか、効率的な機関運営が期待されるかは、国家株の保有機関の性質、株主としての権利行使のあり方によるところが大きい。現実においては、国有企业制度改革は、その一つの試みとして国有資産授権経営を通じて、市場経済化に対応しうるための国有資産経営主体を育てているところである。上記の調査結果で分かるように、三三二社の上場会社のうち、企業の性質を持つ「集団会社」と国有持株会社などが国家株を保有している会社は、すでに一五三社に上っている。国有資産管理部門が国家株を保有している会社は一〇〇社もある。現在の「企業自主経営」という国有資産管理体制のもとでは、国有資産を経営する主体が確定され

るまでは、国有資産管理部門が国家株を保有している。したがつて、国有資産管理部門が国家株を保有していることは、一時的なものであると考えられる。こうなると、株式会社が独自に経営できるかは、「集団会社」や国有持株会社と株式会社間で権限および責務の関係がどのように設定されるかにかかっている。⁽²⁾

これに対して、企業の行政主管部門などの行政部門が株主としての権利行使する場合には、株式会社が独自に経営できるか、国有企业が株式会社に改組された後、企業の経営メカニズムが転換できるかは、これらの行政部門がどのように株主としての権利行使するかに左右される。行政部門、とくに地方政府は、株式を保有すると、社会・経済の管理と営利追求という二つの目的を同時に追求することになる。しかし、この二つの目的は必ずしも一致していない。政府が政治安定、雇用確保といった課題を優先させると、株式会社は営利追求という目標から離れがちである。そのうえに、もし行政部門が、従来の国有企业を管理するのと同様に、株式会社の経営を直接に介入すると、企業の経営メカニズムの転換が困難であり、会社の独自経営を実現することも不可能である。

馬鞍山鐵鋼株式会社の場合には、会社と大株主との関係は従来の国有企业と行政主管部門との関係のままである。このため、会社の重要決定事項については、主要株主である企業の行政主管部門によって決定されてしまう。会社の株主構成は次の通りである。会社の発行済株式総数は六四億五五三〇万株である。その内訳は、国家株が四〇億三四五六十株で、発行済株式総数の六二・五%を占め、国内の法人および個人が保有するA株は六億八七八一万株で、発行済株式総数の一〇・六五%を占め、海外の法人および個人が保有する外資株（H株）は一七億三三九三万株で、発行済株式総数の二六・八五%を占めている。

会社の財産所有関係については、会社の国家株の保有機関の馬鞍山製鉄所と地方政府が関わっている。馬鞍山製鉄所は、安徽省と馬鞍山市の政府の出資により設立され、地方政府の指導のもとに置かれた国有企业である。馬鞍

山製鉄所と地方政府との関係は、従来の集権的な計画経済体制下に置かれた政府と企業との関係にある。このため、地方政府は、出資者の立場から馬鞍山製鉄所に対しても経営者人事任免などの重要事項を決定する。^[13] なお、地方政府と馬鞍山製鉄所間では国有资产の授権經營が行われているため、地方政府は、馬鞍山鐵鋼株式会社に出資した、発行済株式総数の六二・五%を占める株式（国家株）を馬鞍山製鉄所に持たせている。馬鞍山製鉄所は主要株主として馬鞍山鐵鋼株式会社の經營者人事任免などの重要事項を決定する。^[14] こうして、地方政府は、馬鞍山製鉄所を通じて、馬鞍山鐵鋼株式会社に影響を及ぼす。その結果、馬鞍山鐵鋼株式会社は会社の經營者人事や經營について地方政府から大きな影響を受けている。代表取締役、取締役および総經理の人事については、地方政府が直接に決定をしたり、最終の決定権行使したりするのみならず、会社の投資施策や雇用・賃金などまで直接に介入する。^[15]

一方、国が主要株主であるという株主構成は、經營者を監督する機能を弱体化させている。国が主要株主である株式会社においては、会社の重要な決定事項については、主要株主の意思に左右されてしまう。少数株主はその意思を反映させることができ難であり、少数株主の会社經營に対する監督機能もまた、ほとんど働いていない。個人株主の多くは株式流通市場の価格差のみに関心を持っている。彼らは、会社經營について、個人の利益につながる利益配当案などに関心は示しているが、会社の投資計画や役員人事には無関心である。こうして少数株主による会社の經營に対する監督も期待できない。^[16]

現実には、少なからぬ上場会社は、個人株の株主が株主総会に出席することを阻止するために、株主の持株数につき下限を設けている。^[17] たとえば、北京天橋百貨株式有限会社の定款は、株主総会に出席する個人株主の持株数は二〇〇〇株を下回らないと規定している。このような扱いでは、個人株の株主は会社の經營を監督するどころか、株主としての権利さえ侵害されてしまう。

また、監査役が会社の経営者を監督する責務をよく果たすかもまた、株主構成から影響を受けている。「会社法」によれば、監査役が株主総会により選任されることになつてはいる。多数決原理のもとでは、監査役人事は主として主要株主によって決定される。現段階においては、国有企業が株式会社に改組されるという特殊な事情に鑑みれば、監査役が会社の経営者に対しその監査責務を果たしにくい状態に置かれている。中国では、国有企業から改組された株式会社では、代表取締役や経理などは、もとの国有企業の総経理か工場長からそのまま肩書きを変えてきた者が多い。会社の監査役は、総経理か工場長の部下であった者から肩書きを変えてきた場合が多い。このため、株式会社に改組された後、会社の代表取締役などが監査役の人事決定に影響を及ぼしがちな現状に鑑みれば、監査役は代表取締役や経理を監督するのが困難であることにならざるをえない⁽¹⁹⁾。現実には、「会社法」が実施された後も、国有企業から改組された株式会社においては、行政部門が法定の手続を踏まえず、直接に監査役を派遣した問題や設置された監査役会が全く機能しないといった問題がしばしばある。⁽²⁰⁾

(一) 国家株の譲渡規制による影響を免れない。

株主の「離脱権」は、会社解散のような「多数決によって集団的に行使するもの」と株式売却のような「多数決によらず個別的に行使するもの」に二分される⁽²¹⁾。株主の「離脱権」の行使には、投資リスクの回避と、会社の経営者に対する監督という二つの機能がある。

中国の現状について言えば、株式会社制度における株主の有限責任制という特徴を活かして、国家の責任様を有限責任制へ変えるのが株式制企業試行の目的の一つである。国有企業が株式会社に改組された後、本来国家株の株主は、個人株の株主と同様に、株式を売却することによって会社関係から離脱し、投下資本を回収する権利を有

するはずである。国家株の譲渡は、間接的に会社の株価に影響し、会社の経営を牽制する効果が期待されている。

しかし、中国では、株式制企業試行は、国有企业に株式会社制度を導入するという国有企业制度改革の一環であるため、国が国有企业から改組された株式会社を解散させることはまずない。そのうえに、国家株の株主が個別的に「離脱権」行使することは規制の対象となっている。第六章で述べたように、現実には、国家株の譲渡は、部分的に試行されているのを除けば、政府当局の政策によって規制されている。このため、株主は、株式を売却することによって会社関係から離脱し、投下資本を回収することができず、当然に投資リスクを回避することも困難である。たとえば、前例として挙げた馬鞍山鉄鋼株式会社の場合には、国は会社の発行済株式総数の六二・五%を保有している大株主である。国有企业から改組されて以来、生産経営状況が悪化し続けて、利潤が大幅に下がり続けている。企業の利潤は、一九九三年が一五・六億元で、一九九四年が八・八億元で、一九九五年が僅か二一五三萬元であった。とりわけ一九九五年八月以来、月決算の赤字を出している。一九九六年一月ないし二月の赤字は三一八三万元に上っている。⁽²²⁾ 会社の経営がそのような状態に陥っても、主要株主である行政部門は、株式を譲渡することによって投資のリスクを回避することができない。

また、上記の五三〇社を対象に行つた調査の結果が示しているように、上場会社の発行済株式総数に占める国家株の持株比率は三五・一%の高水準に維持されている。⁽²³⁾ 国家株の譲渡が規制されると、会社が資本市場で株価の低下により乗っ取られる危険は軽減されてしまう。もつとも、中国では、上海、深圳の両証券取引所が設置されて以来、十年も経過しておらず、まだ発展中である。株式会社の株主構成、組織運営、会計財務制度、情報開示制度等の諸般の要因により、両市場に上場されている会社の株価が必ずしもその企業の経営実態を反映するものではない。⁽²⁴⁾ このため、株式市場を通じて、会社の経営を監督する機能が働かなくなる。

(三) 経営者に対する奨励不足と経営者の権限膨張が懸念される。

株式会社では、会社の支配に関する権限および責任の構造、とりわけ所有者と経営者間で奨励と監督のメカニズムがよく機能するかが、会社組織の運営に大きな影響を及ぼす。中国では、株式会社の運営については、前述したように会社経営が中国なりの特徴から生まれた株主構成から影響を受けている。また、経営者が株主のために懸命に働くようにするための奨励が不足する一面もある。それと同時に、経営者に対する監督機能が弱まっているため、実際には、経営者が有する権限が大きく、株式会社においても、国有資産授権経営における国有持株会社の場合と同様に、内部者支配⁽²⁵⁾の問題が生じる恐れがある。

中国の企業制度改革は「両権分離」に基づいて「放権譲利」を内容に行われてきた。「譲利」は、企業独自の利益を承認し、企業の経営者を奨励する方策として用いられる側面もある。しかし、国有企業が株式会社に変更された後、企業の出資者と経営者間で利益分配について変化がなされ、会社の経営者に対する奨励を減少させる場合がある。たとえば、馬鞍山鉄鋼株式会社の場合には、馬鞍山製鉄所の出資者である地方政府、馬鞍山製鉄所と馬鞍山鉄鋼株式会社との間では、株式会社の経営者を奨励するための措置が欠けている。改組される前には、元の馬鞍山製鉄所は馬鞍山市との間では、五年間（一九八八年～一九九二年）の経営請負契約が締結されていた。それによれば、請負人は契約を達成した後の留保利潤について法により、それを使用・処分する権利を有していた。しかし株式会社に改組された後、会社の利益はほとんど株主の利益配当に用いられた。会社が使用・処分できる留保資金は僅かであり、改組前のそれよりずっと少なかつた。⁽²⁶⁾

これに対して、「放権譲利」のうち、「放権」は、ある意味において企業の経営者の自主権を拡大することを意味する。中国の企業制度改革は国有企业を経済主体に育成させるために、企業の経営権を拡大してきた。しかし株主

構成により株主の権利行使および経営者に対する監督機能が弱体化してきた。このため、企業の経営者の権利が膨張してきた。企業の経営者がその有利な地位を利用して、いわゆる会社経営に関する情報非対称に乗じて自己のため利益を図り、株主の利益を損なうという内部者支配の現象も生じている⁽⁴⁾。

二 政治的要素による影響

国有企业が株式会社に改組された後、株式会社の機関設置、機関運営などは、国家株の保有機関およびその機関の権利行使のあり方といった要素のほかに、会社における共産党組織の位置づけおよび役割、企業幹部人事制度といつた要素から大きな影響を受けている。結局のところ、国有企业が株式会社に改組された後、会社の機関設置、機関運営については、これらの政治的要素に関わる諸制度がどれだけ「会社法」に対応していくかが問われてくる。

一九七八年以来、経済体制が市場経済化するにつれて、それに対応するために、企業幹部人事制度の改革も行われてきておりし、とりわけ「会社法」が実施されて以来、効率的な企業組織を作るために、企業における共産党組織の位置づけと役割などについても見直しがなされつつある。しかし、現段階においては、国家株の権利行使、従来の人事制度の弊害、会社における共産党組織の位置づけと役割による会社機関の設置、共産党の幹部人事制度による会社の役員人事決定などが、会社の機関設置および所有者と経営者の健全な委任関係の構築になお大きな影響を及ぼしている。

(一) 人事制度の弊害が経営者に対する監督機能を弱体化させている。

国家株の保有機関は、会社役員の人事決定や会社経営の意思決定等につき株主としての「発言権」を行使する。本来、会社の役員人事の決定権は、株主の「発言権」行使の重要な内容であり、会社の経営者を監督する上で最も有力な手段である。しかし、現在の経営者の幹部人事制度のもとでは、会社の経営者の性質や任期、経営者を任免する基準などに多くの問題が残されているため、国家株の株主が「発言権」をよく行使して責務を果たすことを期待できない。とりわけ、複数の行政部門が、国家株を保有し、共同で国家株の権利を行使する場合に、忠実に責務を履行せず、ただ乗りをする可能性が生じがちである。

一九七九年以來、国有企業経営者の人事任免制度の改革が行われてきており、経営者の性質および任期などが少しづつ変化してきた。経営者の任免方法に関しては、従来の行政主管部門による任免方式から招聘方式や従業員代表大会による選挙等の方式へ、経営者の任期に関しては、従来の企業経営者の国家幹部としての「終身雇用」から招聘方式の採用にともなった経営者の任期制へ移行しつつある。

企業の経営者は国家幹部であり、行政機関の階層的組織の格付けに沿って編成されている。たとえ招聘方式が用いられたとしても、経営者の最終決定について、行政主管部門における共産党组织の人事部門の認可を受けることが必要である。このように、企業の経営者が共産党组织の人事部門により任免されるという決定の仕組みは、基本的には従来のままに維持されている。

国有企业の経営者的人事制度改革は、企業経営方式の改革にもつながっている。一九八六年に、序論で述べた経営請負責任制と同様に「両権分離」に基づいて実施された資産経営責任制においては、一般応募者による入札方式により企業資産の価値が決定されるとともに、その入札者を企業の経営者と選定する方法が用いられた。経営請負

責任制においては、請負人である企業の経営者は、一般に公開入札募集の方法により確定され、または国が定めたその他の方法により確定される（「経営請負責任制暫定試行条例」二六条一項）。「企業法」においては、国有企业の経営者である工場長の選任については、国务院が別に定める場合を除き、行政主管部門が以下のいずれかの方法を用いて人事を決定する。①行政主管部門による任免または招聘、②企業の従業員代表大会による選挙である（四条一項²⁸）。

一九八八年五月二一日に、共産党の人事を管轄する組織部と政府の人事部が共同で「全人民所有制工業企業における競争メカニズムの導入、人事制度の改革に関する若干意見」（「關於全民所有制工業企業引入競爭机制改革人事制度的若干意見」²⁹）を通達した。この通達は、まず従来の行政機関の階層的組織の格付けに沿つて編成された人事制度を打ち破る点においては、公開入札による経営者の募集方式は極めて有意義なものであると高く評価したうえ、競争メカニズムを導入し、公開入札募集方式等を広く用いるよう強調した。

しかし、この通達によれば、公開入札の募集方法をとるか否かは企業規模により規定される。それによれば、公開入札の募集方法は、中小型の国有企業においては全面的に導入され、大型の国有企業においては一部の企業に限つてその試行にとどまつており、超大型の国有企業においては適用されない。中国では、国有株会社と株式会社の多くは、ほとんど大型および超大型の国有企业であるため、基本的に従来の企業幹部人事制度が実施されている。すなわち、国有持株会社はもとより、株式会社においては、国有資産管理部門は持分や株式に基づいて企業の経営者の人事決定を行つ形になつてゐるが、実際には、共産党组织の人事部門は行政機関の階層的組織の格付けに沿つて企業の経営者人事を決定することになつてゐる。

結局のところ、共産党组织の人事部門がどのような基準に基づいて企業の経営者を決めるかが、選任された経営

者が出資者のために責務を果たすか、所有者の利益が経営者の権限濫用からよく守られるかを影響する。公的企業が市場経済の担い手として運営するようにするためには、政治的ないしその他の考慮によつてではなく、もっぱら経営手腕によつて企業の経営者を任命しなければならない。⁽³⁰⁾

現実においては、共産党组织の人事部門は、必ずしも経営能力の基準に基づいて企業の経営者を決定するわけではない。公的所有者が持つている營利追求と社会・経済の管理の二つの目的、そして政権の統治手段としての幹部人事制度の役割を考えれば、企業の経営者の人事を決定する場合には、経営能力よりも、むしろ政治的、道徳的といつた基準のほうが優先されるがちである。⁽³¹⁾もしこのように企業の経営者が任免されるならば、経営能力のある経営者が選任されるか、出資者の利益が十分に守られるか、企業の効率的な運営が期待されるかに疑問が生じるであろう。

このように、一定規模の中型および大型の国有企业、とりわけ国有持株会社と株式会社においては、国有企业の経営者が国家幹部であるという経営者の性質、人事決定方法などについて、基本的に従来の企業幹部人事制度が実施されている。このような人事制度のもとでは、経営者が出資者のために懸命に働くような動機付けが失われ、経営者の人事任免が企業の経営業績との関連が薄くなりがちである。これによつて、経営者には、経営者の競争市場による経営圧力がかからないし、たとえ経営者が企業の経営に失敗したとしても、解雇される恐れもない。その結果、出資者が経営者の人事権行使することによつて企業の経営者を監督する機能が働かなくなる。これは、会社の機関運営の改善を図るうえで、最も致命的なものであろう。⁽³²⁾もつとも、株式会社に関しては、たとえ中国の株式市場において会社の経営者を牽制する機能が多少働いたとしても、このような経営者の人事制度のもとでは、その機能も相當に損なわれる。まして中国の株式市場は、設置されて以来、浅い歳月しか経過しておらず、現在の株価

がまだその企業の経営実態を正確に反映するものではなくて、会社の経営者を牽制・監督する機能は限定される。

(二) 会社における共産党の位置づけおよび役割による影響を免れない。

中国の企業制度改革が進んでいるなかで、共産党組織が企業の経営者の人事権を行使することは、確かに経営者の権限濫用から出資者の利益を守り、経営者を牽制する上で一定の役割を果たしてきた。⁽³³⁾しかし、市場経済化が進み、迅速な経営判断に対応しうるためには、効率的な企業組織や迅速な意思決定システムが求められてきた。会社経営の意思決定は、当然に経営に詳しい専門家に任せたほうが合理的である。中国の企業制度が従来の国有企業制度から株式会社制度へ転換されつつあるなかで、企業における共産党組織の位置づけと役割、企業経営者の人事制度のあり方は、変化してきた新たな事情にどのように対応していくかが問われてくる。これらの問い合わせにどのように応えるかが、株式会社の機関設置、「会社法」に基づいて設置された機関が相互に牽制しあつて働くかを影響している。とりわけ会社の役員を決定する人事制度のあり方は会社の諸機関の関係に深くつながっている。現実においては、会社の機関設置、各機関の相対関係は、会社における共産党組織の位置づけと役割、企業幹部人事制度と「会社法」の間に存在している相違点から大きな影響を受けている。

株式会社における共産党組織と会社の機関が相互に重なり合う。第五章で取り上げたように、実務では、国有企业が株式会社に改組される場合には、共産党組織は会社の経営決定に参加する姿勢をとっている。会社の機関が設置された際に、株式会社における共産党の基層組織と会社機関との関係については、共産党組織の幹部と会社の役員が相互に職を兼任しあっている。

また、人事部門は代表取締役、総經理、共産党委員会の書記を同じ級別で扱つて、現在の企業幹部管理制度のもとでは、企業が一定の規模になると、企業の共産党委員会の書記、工場長は同じレベルに位置付けられ、ともに一つ上の単位の共産党组织の人事部門に任免される。⁽³⁴⁾ 株式会社について言えば、会社の共産党委員会の書記、主要株主の持分に基づいて会社へ送り込まれる取締役や総經理の候補の人事決定は、ともに一つ上の単位の共産党组织の人事部門によりなされる。

こうなると、「会社法」における取締役会と総經理との委任関係が有名無実となり、両者の関係が調整し難くなる。そのうえに、代表取締役および総經理と共産党委員会の書記との関係がまた調整され難くなる。⁽³⁵⁾ これらの関係がどのように調整されるかは、国有企业が株式会社に改組される際の難問であり、また改組された後の会社の機関運営にも深く関わる要素である。

一方、企業の行政主管部門が代表取締役、取締役、総經理などを直接に任命したりする。現実においては、「会社法」が実施された後、企業の経営者的人事制度は、「会社法」に合わせて調整されつつあるとはいっても、企業の行政主管部門が法定の手続を踏まず、従来の人事決定方法を用いて、直接に会社の役員人事を決定することがしばしばある。⁽³⁶⁾ これによつて、株主総会と取締役会との委任関係、取締役会と総經理との委任関係は損なわれがちである。⁽³⁷⁾

ほかに、実務においては、会社の機関設置につき代表取締役が総經理を兼任することがしばしばある。たとえば、上海、深圳両証券取引所の上場会社五三〇社を対象に行つた調査の結果によると、五三〇社のうち、代表取締役が総經理を兼任している会社は二五三社に上り、五割弱を占めている。⁽³⁸⁾ このような扱いは、「会社法」における会社の機関設置に関する相互牽制という精神に違反しているのみならず、取締役会と総經理間の委任関係を損ない、両機関が相互に監督しあう機能を失つてしまつ。また、総經理は対外的に会社を代表するという表見代表の問題が生

じうる。

もつとも、このような扱いがとられたのは、国有企业が株式会社へ改組された後、代表取締役と総経理が会社の対外的な代表権や職権をめぐって争った結果である。従来の国有企业制度においては、企業の経営権が拡大されるのにもなつて、工場長（経理）責任制のもとで工場長（経理）の権限が次第に強化された。それゆえに、国有企业が株式会社へ改組された後も、会社の総経理の職権については、「会社法」により詳細に定められている。これに対して、代表取締役の職権については「会社法」において僅かな内容しか定められていない。このため、代表取締役は、対外的な代表権を行使するのに相応しい職権を求めている。他方、従来の工場長（経理）責任制のもとで工場長（経理）は対外的に企業の法定代表者であつたため、国有企业が株式会社に改組された後も、総経理は、会社の経営を行い、外部と取引を行うために一定の代表権を求めている。⁽³⁸⁾

注

- (1) 浜田道代「改革開放の進展と企業・金融法制」名古屋大学法学部アジア・太平洋地域研究プロジェクト「一九九〇年代における民主化の諸相」（報告集一九九七年）二七頁。
- (2) 米、独、日における大規模株式会社の機関構成の概略については、浜田道代『商法』（岩波書店、一九九九年）一〇九、一八頁。欧米における公開会社の経営機構と取締役の法的地位については、森本滋「大企業の経営機構と取締役の法的地位」『法学論叢』一四〇巻五・六号（一九九七）一二四頁以下。米、独、英におけるコーポレート・ガバナンスについては、吉川満「米国におけるコーポレート・ガバナンス」、正井章作「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンス」、北村雅史「イギリスにおけるコーポレート・ガバナンス」ジエリスト一〇五〇号（一九九四）六三～八一頁。

- (3) 北沢正啓＝浜田道代「レクチャ－商法入門」（有斐閣リブレ第二四号、第五版、一九九八年）九九頁。
- (4) 陳工孟「現代企業の代理問題と国有企业改革」（現代企业的代理問題和国有企业改革）『經濟研究』〇号（一九九七）四三頁。
- (5) 浜田道代・前掲注(2)商法八二～八五頁。
- (6) 青木昌彦＝奥野正寛「経済システムの比較制度分析」（東京大学出版会、一九九六年）一八五頁。
- (7) 余暉＝甘英「機構改革から見た政府企業間の関係」（「從機構改革看政企關係」）『經濟研究』二二号（一九九八）三七頁。
- (8) 林秀芹「『会社法』実施中の問題およびその対策」（「『会社法』実施中存在的問題及对策」）『廈門大學學報（哲社版）』一号（一九九六）七二頁。
- (9) ここにいう「集団会社」は、一定数の企業から構成される国有の企業集団（企業グループ）における親会社のことをいう。中国においては国有資産授権經營が行なわれることによって、従前の中央行政部門の管轄下に置かれた業種総公司をはじめ、業種別の国有企业の行政主管部門、大型の国有企业などが企業の性質を持つ企業集団の親会社になった。事業持株会社であれ、純粹持株会社であれ、そのいずれも「集団公司」とも呼ばれている。なお、何浚「上場会社における会社機関の実証分析」（「上市公司治理結構的実証分析」）『經濟研究』五号（一九九八）五三頁。
- (10) 何浚・前掲注(9)五二頁。
- (11) 大和証券株式会社ほか編『国有企业から海外上場会社へ——理論および実務——』（『從国有企业到境外上市公司——理論與实务——』）（中国社会科学出版社、一九九四年）二〇九頁。
- (12) 「集団会社」や国有持株会社と構成企業間の権限および責務に関しては、拙稿「中国の企業制度改革に関する一考察——国有企业の授権經營および国有企业の集団化における持株会社の動向——（一二）名法」（一九九七）第六八号一六九頁。
- (13) 李致平「我が国の国有企业の株式会社化に関する思考——馬鞍山鉄鋼株式会社の事例分析および示唆」（『關於我国国有企业

股份制改造の思考)] 経済理論と経済管理一号（一九九七）四頁。

- (14) 張新文編『株式会社の設立と国内外上場の手引き』（[股份公司設立與境内外上市運作]）（経済管理出版社、一九九五年）四五頁。

(15) 李致平・前掲注⁽¹³⁾四頁。

- (16) 成章「株主総会は果たしてどのような権限を持つのか」（[股東大会到底有多大權力?]）上海証券報一九九五年一月二十五日。

(17) 何浚・前掲注⁽⁹⁾五六頁。

- (18) 「北京天橋百貨株式有限公司の定款（一九九三年改正）」（三四条）、羅元明編『株式制と国有株權の管理』（[股份制與国有股權管理]）（経済科学出版社、一九九四年）五〇一頁。

曹斌「監査役会はなぜ機能し難いのか」（[監事会作用為何難以發揮]）上海証券報一九九五年一二月三日。

林秀芹・前掲注⁽⁸⁾七三頁。

浜田道代・前掲注⁽²⁾商法八二頁。

何浚・前掲注⁽⁹⁾五一頁。

李致平・前掲注⁽¹³⁾二頁。

許小年「情報、企業監督と流動性」（[信息、企業監控和流动性]）改革五号（一九九六）四三頁。

- (25) 青木昌彦「内部者支配に対するコントロール・転換経済における会社機関に関する若干問題」（[対内部人控制的控制・轉軋経済中の公司治理結構の若干問題]）青木昌彦『錢穎一「転換経済における会社經營機関——内部者支配および銀行の役割——」（[轉軋經濟中的公司治理結構——内部人控制和銀行的作用——]）』（中国経済出版社、一九九五年）一七頁。内部者支配（insider control）は、七〇年代から八〇年代にかけて東欧の計画経済体制からの転換過程において中央政府の計画部門の機能が低下し

- つつあるなかで、中央政府の行政部門が行使していた諸権限が国有企业に手放された。それによって、企業の経営者または従業員が企業内部において権威の地盤を築き上げ、とりわけ経営者の企業に対する権限が膨らんだという現象をいう。これはまた計画経済体制の遺産であるとも指摘されている。なお、中国に内部者支配が存在することは、一九九四年八月に北京で開かれた「中国経済体制における次なる改革」という国際シンポジウムにおいて青木昌彦氏によつて提起された。
- (26) 李致平・前掲注⁽³⁾五頁。
- (27) 黄速建「現代企業制度確立中の若干問題」（「建立現代企業制度中的若干問題」）経済研究一〇号（一九九四）五一頁。
- (28) 中、米、英三国の経済学者が一九八七年から一九九〇年にかけて七六九社の国有企业を対象に現地視察をしながらヒヤリング調査やアンケート調査を行つた。調査の内容は、一九八〇年～一九八九年間の国有企业生産性、経営自主権、奨励メカニズムおよび企業行動、企業利潤の形成や分配などの多方面にわたつてゐる。その調査の結果によれば、七六九社の国有企业の経営者的人事決定方法はそれぞれ次のようである。企業の行政主管部門が直接に任命したのは七三・一二%、公開入札募集の方法により確定されたのは一二・九%、企業の従業員代表大会により選挙されたのは一三・〇%、経営請負責任制における受注者団体が推薦したのは一・六%である。董輔初ほか編『中国の国有企业制度の変革研究』（『中国国有企业制度変革研究』）（人民出版社、一九九五年）一二二頁。
- (29) 国家経済体制改革委員会政策条法司編集『企業経営メカニズム転換に関する政策法規彙編』（『企業轉換経営机制政策法規匯編』）（法律出版社、一九九二年）一四九頁。
- (30) 小宮隆太郎「中国とCATI」総合研究開発機構編『中国経済改革の新展開―日中経済学術シンポジウム報告』（ZETT社、一九九六年）七四頁。
- (31) 王珺「国有資産代表の動力と制約」（『談国有資産代表的動力與約束』）広東社会科学一号（一九九六）四四頁。
- (32) 陳工孟・前掲注⁽⁴⁾四五頁。

- (33) 錢穎一「企業の機関構造改革と融資構造改革」（「企業的治理結構改革和融資結構改革」）経済研究一号（一九九五）一二二頁。
- (34) 『中国問題報告・どこへ――現代中国の国有企业問題』（『中国問題報告・何去何從――現代中国的国有企业問題』）（今日中国出版社、一九九七年）二二五頁。
- (35) 王保樹「国有企业への難問および法理的思考」（「国有企业走向公司的難点及法理思考」）法学研究一七卷一号（一九九五年六二頁に挙げられた、ある調査報告によれば、一九九五年時点においては、企業の行政主管部門が法定の手続を踏まず、直接に会社の役員人事を決定し、または最終的に人事決定につき認可した事例は約三〇%を占めていたという。）
- (36) 吳敬璉『現代会社と企業改革』（『现代公司與企業改革』）（天津人民出版社、一九九四年）二九二頁。
- (37) 何浚・前掲注⁽⁹⁾五七頁。
- (38) 王保樹「株式会社機関の法的実態考察および立法課題」（「股份公司組織機構的法的実態考察與立法課題」）法学研究二〇卷二号（一九九八）五六頁。
- この章では、企業の財産所有制度に焦点を当てつつ、中国の企業制度改革の特徴を考察し、企業の財産所有制度に関する理論問題を検討する。まず、改革以来、企業の財産所有制改革の展開を回顧し、次に「両権分離」に基づいた全人民所有制企業の財産所有制度を考察し、経営権の概念、経営権および経営権と国家所有権との関係をめぐる議論を取り上げる。その後、市場経済体制に最も適した法人財産所有制度が導入されてきた過程を振り返る。本

第八章 企業の財産所有制度改革

この章では、企業の財産所有制度に焦点を当てつつ、中国の企業制度改革の特徴を考察し、企業の財産所有制度に関する理論問題を検討する。まず、改革以来、企業の財産所有制改革の展開を回顧し、次に「両権分離」に基づいた全人民所有制企業の財産所有制度を考察し、経営権の概念、経営権および経営権と国家所有権との関係をめぐる議論を取り上げる。その後、市場経済体制に最も適した法人財産所有制度が導入されてきた過程を振り返る。本

章の最後では、公有制原則および経済体制改革と政治体制改革を切り離すという政治的要素の影響によって、企業の財産所有制改革について残されたままになつてゐる問題点を取り上げる。

第一節 企業財産所有制改革の二方向への展開

一九七八年以来、企業制度改革は、当初は「両権分離」に基づいて全人民所有制企業の経営権の拡大を図つて行われた。一九九三年一月に「社会主義市場経済体制」の樹立が打ち出された後は、国有企业を市場経済体制に対応しうる経済主体に育成させることを目標にして、国有企业の株式会社化を本格的に行うようになつた。企業の財産所有制度が従来の全人民所有の財産所有制度から法人の財産所有制度へ転換するのにともなつて、企業の経営形態が変わり、所有者と経営者との関係が調整され、国有企业は従来の行政部門の「附属性」から次第に独立した経済主体へ変わりつつある。改革以来、中国の経済体制が社会主義市場経済体制へ移行し、所有制形態別の企業制度が会社制度へ転換しつつある。全人民所有制企業の財産に対する国家所有権が、会社または企業に投資した持分に対する所有権へ変わりつつある。⁽¹⁾企業制度改革は、結局のところ、企業の財産所有制度の改革であり、全人民所有制のもとで企業の財産に対して国家が所有権を有するという法的構成をいかに変えていくかにある。これは、実質的に中国の経済体制改革の中心をなすものといえる。

マルクスが構想した社会主义経済は、生産手段の社会所有を一つの特徴とするものである。⁽²⁾経済制度の下部構造が法律制度といった上部構造を決定するというマルクス主義の原理を照らせば、中国では、集権的な計画経済体制が実施された時期の全人民所有制企業は、当然に国家所有制によつていた。すなわち国家は人民を代表して、企業

の財産に対して所有権を有する。国家以外のいかなる組織も、全人民所有制企業の財産に対して所有権を有することはできない。それゆえに、従来の社会主義国家の法体系（民法）では、法人概念および法人財産権といった法人制度は、イデオロギー的に対立したものとして容認されなかつた。⁽³⁾

ところで、中国では、長期にわたつて、全人民所有制の方ばかりが強調され、国家所有制は強調されなかつた。法律上も、「国営經濟は全人民所有制經濟である」と表現されたように、国家が全人民所有制企業を經營することのみが強調されていた。これは、観念上、公有制原則と社会主義理念の維持に関連し、全人民所有制と集団所有制こそが、社会主義の公有制であるべきであると考えられてきたからである。⁽⁴⁾その後、經濟体制改革が進むにつれて、全人民所有制が国家所有制にほかならないことが、一九九二年に國務院が公布した「全人民所有制工業企業經營管理カニズム転換条例」（以下「転換条例」という）によつて明記されるに至つた。すなわち「転換条例」では、「全人民所有制企業の財産は全人民所有、すなわち國家所有であり、國務院は国を代表して企業の財産に対して所有権を行使する」と規定されている（四一条一項）。さらに、前述のように一九九三年には、憲法改正が行われ、従来の「国営經濟は全人民所有制經濟である」という文言が「国有經濟は全人民所有制經濟である」に改正された。これによつて、法律上、生産手段の所有形態について、国有經濟と全人民所有制經濟との関係が明かになつた。

企業の法的地位と經營形態、所有者と經營者との関係などはこのような財産所有制度によって特徴付けられる。たとえば、全人民所有制企業は、「全人民所有・国営」の經營形態をとり、独立の經濟的単位としての法人財産権を持たず、國から委ねられた財産に対して經營権のみを有し、行政部門に従属された「附屬物」であつた。

改革開放に踏み出した当初、企業制度改革は、全人民所有制企業の財産に対し国家が所有権を有するという財產所有制度のもとで、「兩權分離」に基づいて企業の經營権の拡大を内容として開始された。しかし、第二章で述べ

たように、外資を誘致するために用いられた有限会社制度から影響を受けて、一九八三年からは株式制企業試行を行なうようになった。この時点からは、企業制度改革は、従来の国の単独出資という所有形態を維持しつつ、国有企业の経営権の拡大を図るという方向と、所有形態の制度的な枠組みを変えて、国有企业を株式制企業へ変更させるという方向が並行して追求されるようになった。

第二節 両権分離に基づく経営権の拡大

一 経営権の法制化

一九七八年より改革政策が実施されると、中国の企業制度改革は、「両権分離」に基づいて企業の経営権の拡大を図るようになった。これによつて、社会主義経済に関しては、従来の商品貨幣関係を排除するという認識が後退し、その代わりに、社会主義経済は商品経済であるという認識が広がってきた。この認識に従えば、全民所有制企業は商品の生産者および経営者であり、独自の利益を有するはずである。なお、企業間では商品交換が存在しているため、法的にも、全民所有制企業に、商品経済における主体性、および商品交換の客体に対する所有権を承認することが求められるようになった。そこで、全民所有制企業では、国家所有権を維持しつつも、そこから経営権を分離させ、企業の経営自主性を承認することが図られるようになった。

中国では、一九七八年一〇月に全民所有制企業の経営権拡大の試行は、政策決定によつて行われ始めた。その後、経営権の概念、内容などが法律や行政通達によつて具体化された。

一九八二年の憲法は、「国営企業は国家の統一指導への服従および国家計画の全面的達成を前提にして、法律の定める範囲内において経営管理の自主権を有する」と定めた（一六条一項）。一九八三年四月公布の「国営工業企業暫定条例」が企業の法人格を承認し、経営権の詳細な内容を規定した。続いて、一九八四年一〇月の「都市経済体制改革に関する決定」は、全民所有制企業の財産所有権と経営権を適切に分離させ、法人格を承認し、全民所有制企業を、一定の権利と義務を有する相対的に独立した経済実体にさせる、としている。

一九八四年に「計画的商品經濟」が提起された後、全民所有制企業を「独立した商品生産者」に育成させるという要請に応じるために、一九八六年に制定された「中華人民共和国民法通則」（以下「民法通則」と称す）は、体系的に企業の経営権を財産所有権に関わる財産権と位置づけた。すなわち全民所有制企業は、国から経営管理を委ねられた財産に対して法に基づいて経営権を有する（八二条）。

その後、経営権の概念は、一九八八年四月に制定された「全民所有制工業企業法」（以下「企業法」という）によって定義された。「企業法」は、「国家は所有権と経営権の分離の原則にしたがい、企業に経営管理を委ねる」と定めたうえ、経営権の概念について「企業は、国が企業に経営管理を任せた財産に対して占有・使用をし、法により处分する権利を有する」と規定している（二条二項）。このように、国家所有権から分離された経営権には占有・使用のほか、法による処分の権利のみが含まれており、収益権は含まれていない点が注目される。

「企業法」はまた、一九八三年公布の「国営工業企業暫定条例」と同様に、全民所有制企業の概念をはじめ、企業の経営権の具体内容、企業の設立および変更、企業の権利および義務、機構設置、政府との関係など企業制度の全般について定めている。企業の経営権の内容については、「企業法」は独立の章を設けて多くの項目を置いている（二二条～三四条）。その内容は、それまでに政府が通達してきたものとほぼ一致している。しかし、「企業法」

は、国の立法機関によつて制定された基本法律であるがゆえに、それが企業の経営権を法制化したこと自体、企業制度改革を進めるうえで有意義であった。

しかし、企業の経営権の拡大は、全人民所有制企業の管理をめぐつて、企業の経営権が行政主管等の部門から企業へ分離されることを意味する。それはまた各行政部門の既得権の喪失、行政部門間の利害調整にもつながる。行政改革が遅れているため、「企業法」が一九八八年八月一日より施行された後も、「企業法」が企業に与えた経営権が全面的に実施されるに至らなかつた。⁽⁵⁾企業は自主経営を行えず、自ら損益を負担することもできず、依然として従来の集権的な計画経済体制に縛られてしまつた。そこで、一九九二年六月に、国务院が、「企業法」に基づいて「転換条例」を公布した。

「転換条例」は、企業の経営権に関して十四項目を列举している（八条～二一条）。企業の経営権の内容は、生産経営施策、製品および労務の価格、製品販売、物資購入、輸出入、投資施策決定、留保資金の支配、資産処分、連合経営、労働者雇用、人事管理、賃金および賞与の分配、機構設置などにわたつている。しかも、その内容は、いざれも相当に詳しく規定されており、実施しやすいものになつてゐる。たとえば、投資施策決定については、企業は、法律および政府の関連規定に基づいて、留保資金、現物、土地使用権、工業所有権および非特許技術等をもつて、国内の各地域および各業種の企業などに投資し、他の企業の株式を購入し、または国外において企業を設立することができる（一三条二項）。

資産処分権については、企業は生産経営の必要に基づき、一般固定資産に対しても自主的に貸貸し、抵当に入れ、または有償で譲渡することができる。しかし企業の中核設備または重要建築物については、それらを貸貸すことができるが、それらを抵当に入れ、または有償で譲渡するに当たつては、政府主管部門の許可を得る必要がある（一

五条)。

この時期においては、全民所有制企業は、前述のとおりすでに一九八三年公布の「国営工業企業暫定条例」によつて法人格が与えられていた。しかし、国家所有権のもとでは、全民所有制企業は、企業の法人財産権まで承認されず、経営権のみを有するにとどまつた。企業の経営権は、あくまでも「両権分離」の原則に基づいて定められたものであり、企業として独立した収益権を有しておらず、経営管理を委ねられた財産に対する処分権も一定の範囲内に規制されている。前述の「転換条例」の第一五条に見られたように、企業が経営権行使し、とりわけ資産処分権行使する際には、企業の国有資産の出資者の管理職能を果たす行政部門から規制を受け続ける。

このように、中国では、一九七八年以来、経済体制の市場経済化が進むにつれて、企業の財産所有制度が少しずつ変化してきた。すなわち、企業の財産所有制度は、従来の全民所有制から「両権分離」のもとに企業の経営権を容認する方向へ変化し、しかも企業の経営権が法制化されてきた。これによつて、全民所有制企業の経営権は、次第に従来企業経営に当たつていた行政部門から分離され、企業へ移譲されてきた。国有企业は、また企業としての自己利益を認められ、国家と企業間の関係が、調整され、従来の行政従属関係から平等な主体間の関係に向かつて変化してきた。企業の経営形態に関しては、国有企业は「国有・民営」に変化し始めた。

二 経営権をめぐる議論

中国では、一九七八年に全民所有制企業の経営権が拡大されると、経済学者と民法学者の間では企業の経営権の性質等をめぐつて議論がなされ始めた。一九八二年以後、「憲法」、「民法通則」などによつて、「両権分離」の原

則が設けられ、経営権が法制化されると、その議論は一層活発になった。その議論は、主として企業の経営権の性質、企業の経営権と国家所有権との関係をめぐつて展開されていた。

経営権の概念については、企業が「国から委ねられた財産」に対して権利行使するという点からすれば、経営権は国家所有権から派生した権利である。この点に限つては、見解がほぼ一致している。しかし法体系の位置づけ、とりわけ社会主義の法体系における位置付け、伝統の民法の法体系といった視点からすれば、経営権は、占有権、相対所有権、商品所有権および用益物権などと捉えられた。以下では、これらの議論の主な内容を取り上げる。

(二) 占有権説

この説は、国家所有権を前提にして国家と企業との関係を論じている。国家所有権のもとでは、国家は、法人ではないが、企業財産の所有権者として全人民の利益を代表するが、直接には生産経営の活動を行わず、これらの活動を個々の企業に委ねる。一方、企業は、財産関係では、国家所有権の客体である。しかし、権利主体としては、企業は独立した法人であり、独立した財産、経営権および独自の利益を有するはずである。

このように、国家と企業が所有者と生産者の関係にあるため、企業の財産権を適当に分離する必要がある。企業の財産に対しては、国家は所有権を有し、企業は占有権を有する。これがいわゆる国家と企業の二重財産権構造である。なお、二つの権利は性質が違うものであり、占有権は所有権から派生された一種の独立した物権である。さらに、この見解は、社会主義社会に商品経済が存在することを前提にして、企業間の商品交換を行う際に、移転された財産権は所有権ではなく、占有権であると主張している。⁽⁶⁾

（二）相対所有権説

この見解は、全人民所有制企業の経営権を相対的所有権と捉える。すなわち全人民所有制企業の財産は国家所有権の客体であるため、国家は、企業の財産に対して最終的な直接支配力を持つている。企業は、国家から交付された財産に対して相対的所有権を有し、法律が定めた範囲内で占用・使用・処分をすることができる。この見解は、また国民经济における全人民所有制企業の独立した地位をいかに確保するかが、経済体制改革の最も重要な課題であると強調して、企業の独立した地位を確保するために、法人制度の導入に着目して、法律により企業の財産所有権の主体資格を確立し、企業に法人格を与えるべきであると主張している。⁽⁷⁾

なお、この見解は、兩権分離に基づいて全人民所有制企業の財産所有制度における国家所有権を維持するという前提に立っているが、一九八一年の頃に、早くも全人民所有制企業に法人制度を導入すべきであると主張した点では、中国の企業財産制度の改革を進める上で有意義であった。

（三）商品所有権説および用益物権説

商品所有権説は、中国の計画的商品経済のもとで全人民所有制企業が相対的に独立した商品生産者であることを前提にして、所有権の権能には、占用・使用（収益を含む）・処分のほかに、所有権と分離できない権利、いわゆる永久的な支配権という権利が含まれると主張している。この見解によれば、支配権とは所有者が独立して所有物を排他的に有する権利であり、しかも特定の所有権者に属するものである。全人民所有制企業の経営権について、占有・使用および処分の権能が、国家所有権から分離され、完全な商品所有権を形成する。国家は、全人民所有制企業の財産につき占有・使用および処分という権能が分離された後も、支配権を保有し続けるので、所有権を有す

る。このようにして、全人民所有制企業の財産所有権に関するところは、物権理論について大陸法系における「二物一権主義」と違つて、「一物二権」、すなわち国家所有権と企業の商品所有権という二重構造が存在しうる。⁽⁸⁾

この見解は、伝統民法における物権法の原理を社会主義の法体系に持ち込んで、しかも所有権の二重構造を用いて、伝統民法の所有権の諸機能以外の支配権をもつて国家所有権の正当性を主張している。しかし、この支配権とは一体何の機能であるか、国有財産の処分権まで企業に移譲されて、なぜ国家はなお所有権を主張できるかが疑問である。

ほかに、商品所有権と同様な前提に立つて、大陸法系の用益物権を参考にして、社会主義制度のもとに新たに現れた権利として、全人民所有制企業の経営権を用益物権と主張する見解もある。⁽⁹⁾ この見解によれば、全人民所有制企業が設立された後、企業は国家から交付された財産に対して財産用益権を獲得し、国家はこの部分の財産に対して「単純所有権」を有し、それに基づいて全人民所有制企業に指令的計画を下す。

(四) 新たな物権説

この説は、経営権の性質から見れば、経営権は新たな物権であると主張している。すなわち経営権は、一定の財産に対して使用権と収益権を行使する権利であるため、その法的性質は、伝統の民法における用益物権とは異なるにもかかわらず、体系的には、用益物権の範疇に入れて検討した方がよいと主張している。また、この意味では、経営権は一種の新たな物権であると見ている。⁽¹⁰⁾

次に、経営権と物権との関係から、経営権は歴史上の如何なる物権とも異なる権利であるという点を強調して、経営権を新たな物権と見る見解もあった。この見解は、経営権の物権的特徴について次のように指摘している。⁽¹¹⁾ ①

経営権は物に対する支配権である。経営権の客体は建築物、機械設備、原材料および貨幣資金といった固定資産と流动資産である。企業は、一定量の国有財産に対する占有・使用・一定の处分権を行使する。⁽²⁾ 経営権は排他的な財産権である。国家は、一旦全民所有制企業に一定の財産を交付すると、これらの財産に対する直接に支配することができない限り、これらの財産を処分することができない。

（五）経営権を否定する説

経営権を民法の用益物権と比較するという視点から、次のような見解も唱えられた。すなわち伝統民法の物権理論に照らして、権利設定の手続、権利取得の目的、所有権者利益の取得方法、客体および客体に対する处分権について、経営権と用益物権との相違点を示したうえ、経営権は、用益物権と異なっている。しかも経営権は所有権でもない。したがって、経営権の概念自体に問題がある。⁽³⁾

改革が開始されて以来、企業の経営権が拡大されるのにともない、国有企业は経済主体としての性格が次第に鮮明になりつつある。企業の経営権をめぐって、行政部門と企業との関係が相当に調整され、企業の経営権が行政部門から企業へ分離されてきた。しかし企業の経営権は、あくまで国家所有権から派生した権限であって、企業の資産を処分する際に、行政部門から一定の制限を受けていた。このような財産所有制度のもとでは、国家と企業は、平等な民事主体間の関係ではなく、行政従属関係に置かれる。したがって、国有企业は法人格を有しながらも、法人財産権を有するに至らなかった。国有企业制度における「両権分離」は、一見して株式会社制度のそれと同質のように見えるが、実際には、株式会社制度とはイデオロギー的に相容れない経済制度を基礎にしたものである。⁽⁴⁾ 国

家所有権を前提にして経営権を拡大する道をとる限り、結局のところ、全人民所有制企業は、法人財産権が容認されるまでには至らなかつた。

第三節 法人財産制度の導入

一 法人財産制度と国家所有権との関係をめぐる議論

「民法通則」によつて定められた経営権は、全人民所有制企業を独立した商品生産者に育成させるのに充分に足りるという見解が見られた。この見解は、所有権と経営権との関係については、経営権は所有権に類似した権能を有する権利であり、全人民所有制企業は、経営権を有すれば、一定範囲内の財産に対する支配権を有するのみならず、独自に民事責任を負うことができる。⁽¹⁵⁾

これに対しても、全人民所有制企業の改革を一層進めるには、法人制度の意義を見直して全人民所有制企業に法人財産制度を導入すべきことが提案された。⁽¹⁶⁾企業の財産所有制度が、国家所有権の維持のもとで「両権分離」の枠組内に制限されるのでは、結局のところ、全人民所有制企業を独自に経営主体に育成させることができず、国家所有権の制度の枠組を突破してそれを法人財産権に転換させるべきであるとの見解も唱えられた。

一九八六年一二月に中国社会科学院法学研究所主催の「国家所有権と企業経営権との分離に関する討論会」⁽¹⁷⁾が開かれた。討論会の論点を整理した記事によれば、そこでは、企業が法人財産権を有すべきであるという見解が唱えられた。この見解によれば、国家所有権にふれずに国家と企業間の権限を議論するのであつては、理論研究と実践

との衝突を避けられないという。従来の行政部門の「附属性物」的な企業を商品の生産・経営の主体に育成させるためには、全民所有制、およびそれに対応した国家所有権を放棄し、全民所有制を集団所有制に変え、国家所有権を企業の法人所有権に変えるべきである。⁽¹⁸⁾ その理由としては、次の二点が挙げられる。すなわち①中国は生産性がまだ低い段階のレベルにあるから、全民所有制は相応しくない。②国家所有権が維持される限り、国家は、財産の所有権者であり、また政権の組織者でもあるため、企業への行政的介入が避けられない。

ほかに、一九八八年七月に上海で開かれた中国法学会主催の「全国民法学経済法学研究会」では、企業法人所有権説に似た企業法人財産権説が提起された。この見解は、現段階の許容範囲内においては、ある程度国家所有権を承認するが、同時に企業に法人格を与え、企業が独自に企業の財産を支配する権利を確保するという折衷案を提案している。すなわち、英米法系における信託制度を参考にして、企業への財産権の授与を通じて、国家所有権を再構築する。それによって、企業の財産を国家所有権の客体から法人財産権の客体に転換させる。同時にまた法人の財産権を国家所有権の客体に転換させる。この方法を用いることによって、企業の経営権を強化してそれを所有権に類似した権利に転換させる。⁽¹⁹⁾

二 法人財産権の承認

一九九三年一一月に「現代企業制度」の確立が打ち出された後、企業制度改革は、国有企业を経済主体に育成させるために、企業の財産所有制度につき法人財産権を承認する方向へ進んできた。一九九三年一二月に公布された「会社法」においては、「会社は、株主が投資して形成される全部の法人財産権を有し、法により民事権利を有し、

責任を負う」と規定されている（四条二項）。このように、法人財産権が法制化された。国有企业が株式会社に改組され、会社が法人財産権を有することは、企業の財産制度につき従来の国有企业制度における「両権分離」の枠組みを突き破るものであった。

次いで、一九九四年七月に、国有企业に適用される「国有企业財産監督管理条例」にも法人財産権が明記された。それによれば、「企業は、法人財産権を有し、法により経営管理につき国から授与された財産を独自に支配する」と定められている（二七条）。これによつて、国有企业にも法人財産権が承認されるようになった。これは、中国の公有制原則のもとで企業の所有形態につき国の単独出資を維持しつつ、市場経済体制に適した自主性をもつ経済主体を育成するための一一種の試みである。法人財産権に関して「国有企业財産監督管理条例」に設けられたこの規定は、立法上、「民法通則」、「企業法」に見られた、經營権を有するという内容に比較すれば、大きな前進であるといえる。

このようにして、企業の財産制度は従来の国家所有権から法人財産権へ転換されるにともなつて、国家と企業との関係は従来の行政的な従属関係から平等な民事主体関係へ調整され始める。株式会社においては、国は株主として会社の一社員に変わり、会社の基本事項等を決定する際には、定款の定めにしたがつて株主総会を通じて、権利を行使する。

三 「企業株」の概念とその克服

中国では、企業制度が、全人民所有制、すなわち国家所有制から、「両権分離」に基づく經營権が拡大される過

程を経て、法人財産所有制度へと変わってきた。その変化の過程において、「企業株」の概念は結論からいえば、經營権を拡大する方向と法人財産所有権を承認する方向のはざまに誕生した鬼子であったと見ることが許されるのではないか。

第三章で述べたように、一九八〇年代の後半の頃に、地方レベルの株式制企業試行に関する法整備においては、投資主体により株式を分類する方法は一般化した。地方の規定によって、用いられた名称が多少異なるが、株式は、国家株ないし政府株、単位（組織）株ないし法人株、個人株に分類された。

株式の投資主体による分類方法がなされるようになつたきっかけは、資金調達のために当初の段階においては債券型株式が発行されたことにあるのではないかと推察される。第二章でふれたように、一九八四年に株式制企業試行が都市に広げられるようになると、企業は資金調達の目的で株式を発行するようになった。当時において発行された株式は利子および利益配当を受ける権利が付された債券型株式である。ところが、銀行の貸付利率は個人と企業によりそれぞれ異なつて定められていた。したがって、株券の発行に関する地方の規定が、株式の利子と利益配当額の年間総額の上限を定める際に、それぞれに異なる企業と個人の利率に合わせて設定したのは自然な扱いであつたろう。このような扱いは、株式を個人株といわゆる法人株に分類するそもそもの始まりであつたと考えられる。

ところで、第三章で述べたように、一九八八年六月の「上海市株式制企業暫定弁法」は、投資主体による株式の分類方法について詳細に規定した際に、単位（組織）株ないし法人株を二種類に分類した。いわゆる一般法人株と「企業株」である。従前の企業が自己資金を投資して取得したいわゆる「企業株」と、他の単位（組織）が会社に投資して取得したいわゆる「法人株」である。

「企業株」は、全人民所有制の企業財産所有制度のもとで「両権分離」に基づき企業の経営権が拡大してきた事実に基づくものであつたと考えられる。従来の計画経済体制のもとでは、全人民所有制企業は「全人民所有・国営」であり、国家と企業は「統一収入、統一支出」という関係にあつたため、全人民所有制企業は生産經營につき独自に意思決定をすることができなかつたし、企業としての独自の利益も認められなかつた。一九七九年以來、企業の経営権が次第に拡大されるのに並行して、財政面においても企業と政府との関係が調整され、企業の独自利益が認められるようになつた。とりわけ、経営請負責任制が実施された後、企業の経営権として、企業は留保資金を有し、自らそれを占用・使用することができるようになった。そこで、全人民所有制企業が株式会社に変更された際には、企業が留保資金を以て取得した株式は、「企業株」と捉えられることになったのである。

その後、中国では、全人民所有制の財産所有制度のもとで、企業の留保資金はあくまでも国の投資から派生したものにすぎないため、「企業株」の性質や、「企業株」の設置の可否をめぐっては、幅広く活発な議論がなされた。肯定説もあれば、否定説もある。「企業株」が存在すること自体は不合理ではあるが、現時点においては過渡的形式として創設してよいという見方もあつた。⁽²⁰⁾

次に「企業株」が自社株式に当たるか否かをめぐつては、「企業株」を諸外国会社法における自己株式と捉えている見解もあれば、株式の取得の名義、株式の地位、株主としての権利行使、「企業株」に対する保有などを理由に、「企業株」と自己株式とは、取得財源などの面では類似性があるとはいえ、その本質からすれば、両者の間には何一つ共通点はないと主張する見解もある。

しかし、「企業株」については、以上のような議論に加えて、国有企业が株式会社へ改組された後、原企業が存在しなくなる以上、誰が株主としての議決権を行使するか、そして株主としての利益配当を受けるかといった問題

が残される。株式制企業試行に関する法整備が次第に規範化され、企業の財産所有制度が法人財産所有制度の確立へ転換されるにともなって、「企業株」の概念を克服する必要は高まる。一九九二年に制定された「規範意見」および一九九三年の「会社法」は、いずれも、「企業株」の存在は言及していない。さらに、第五章において述べたように、一九九四年に通達された「株式有限会社における国有株権管理暫定規定」においては、国有株という概念が用いられ、それが国家株と国有法人株に二分されている。したがって、自社株式の性質を持つ「企業株」の概念は否定されたものと解してよいであろう。

第四節 中国の法人財産所有権に残された問題点

一 会社制度における財産所有制度

株式会社形態は、経済活動が社会的規模になるにともなって求められるようになる大資本を集め、投資リスクを分散させるために現れた企業形態である。株式会社は、「法の支配」のもとで諸法律制度に保障され、とりわけ株式会社の財産所有制度に基礎づけられて、はじめて市場経済に適した近代的な経済組織として効率的に運営できる。⁽²³⁾ 株式会社は、財産所有制度につき私的所有を前提にし、しかも財産の所有者は明確な主体であることを前提にしている。株式会社では、資本が、団体性を媒介として、会社の個人所有と株主の社会的所有との二重関係に分裂している。⁽²⁴⁾ これによって株式会社は法人格を有し、また法人としての独自の財産を有することになる。株主は、会社の社員としてその地位を示す株式を有し、それに基づいて自益権と共に益権を有する。

株式会社では、本来より効率的な経営を図り、株主の利益を最大化するために、所有と経営が分離されることが特徴となっている。会社の基本的事項の決定と一定の監督は正権を除けば、その他のことは、株主から専門家の經營者に委ねられる。株主は会社の基本的事項の決定等について定款の定めに従つて権利行使する。⁽²⁵⁾

株式会社における所有者、経営者等の諸関係は、上記の財産所有制度に基づきられて、次のように築き上げられる。株主は自己の財産を会社に託し、会社の名で、株主のために取引してもらう。株主と会社との内部関係は「委任」関係であり、委任事務遂行のために会社が第三者と取引をなす外部関係は「取次」である。これに対して、代表取締役や商業使用人が、会社から委託された委任事務遂行のために第三者と取引をなす場合の外部関係は、「代理」であり、代表取締役ら（受任者）と会社との内部関係はまた委任関係である。株式会社の内部関係においては、株主と受任者が委任関係に立つていて、法人格を介在させたことにより、「株主と会社の受任者との委任関係」⁽²⁶⁾が、「株主と会社の取次による委任関係」と「会社と会社の受任者の代理による委任関係」に分解されている。

このように、法人格のみならず、法人財産権が認められることにより、株式会社の経済主体性が確立される。会社を介在することによって所有者と経営者間の健全な関係が構築され、その関係をもとに経営者が株主のために懸命に働くような奨励メカニズムおよび、経営者を監督するメカニズムが働く。それに加えて、株式市場が発達している。これらの諸要素があつてこそ、株式会社の効率的な運営が期待される。

二 法人財産所有権に関する残された曖昧さ

中国では、経済体制改革が漸進的に、かつ政治体制改革と切り離して行われてきただけに、一九九二年以後、法

人財産権を承認したことは、必ずしも從来の国家所有権を放棄することを意味するわけではない。少なくとも、一九九六年頃、国有企业制度改革は、なお經營メカニズムの改善を中心に行われていた。⁽²⁾むしろ、法人財産制度を導入しながら、公有制原則のもとで、国家所有権を維持し続けようとするのが一般的である。国の単独出資の經營請負責任制はもとより、株式会社においても法人財産権を承認しながら、国家所有権を維持し続けようとしている。これこそが、中国の社会主義市場経済の本質を示すものであろう。このような意図は、法律上にも現れており、企業の財産所有制度に関する法概念について以下のような曖昧さを残している。

「会社法」は、「会社の国有資産」という概念を用いて、「会社における国有資産の所有権は国に属する」と規定している（四条）。すなわち企業が法人財産権を有すると規定されると同時に、それと違った「会社の国有資産」等の概念が用いられている。他方、「国有企业財産監督管理条例」は、「企業財産」という概念を用いて、次のように規定している（三条）。「企業財産とは企業の国有資産をいう。すなわち国家がいかなる方法であれ国有企业に投入した資本金およびこれにより形成された、法律、行政法規により決められたその他の国有財産をいう」。この規定によれば、企業の財産は、企業が所有する財産であって、国家はそれにつき持分をもつのみであるのか、あるいはまた企業の財産といつても実は国有資産であり、国有財産であるにすぎないのかがよく分からぬ。

「国有資産」の概念については、一九九四年三月に国家国有资产管理局および財政部などによって公布された「国有资产の評価・認定試行弁法」は、次のように定義している。すなわち、「国有資産とは、国家がいかなる方法であれ国有企业に投入した資本金およびこれにより形成され、または法に基づいて得た国家の所有者持分である。資本金、資本準備金（原語：資本公積金）、利益準備金（原語：利益公積金）および未処分利潤等が含まれる」と規定されている（二条）。これによれば、国有企业に対する「所有者持分」が国有資産であるという当然のことだが明

らかにされている。この国有資産の概念は「企業会計準則」第三八条に定められた所有者持分の内容にほぼ一致している。

しかし「国有企业財産監督管理条例」は「企業財産は全人民所有に属しなわち国家所有である」と規定したうえで（五条）、「企業財産の所有権と経営権を分離する」と規定している（九条三項）。これでは国有企业に法人所有権を認めず、経営請負責任制により企業制度改革を進めようとした時代と何ら変わることがないことになる。

法人財産権の概念について「会社法」と「国有企业財産監督管理条例」が曖昧さを残していることは、一九九三年頃提起された、企業財産制度に関する理論によつて裏付けられている。

この理論は、次のように企業の財産権を定義している。すなわち「現代企業制度」に含まれた新たな財産制度においては、企業の財産権とは財産所有権に関わった財産権であり、出資者が企業に出資した、企業の法人財産権に對して持つてゐる財産権利の一種である。⁽²⁸⁾ 内容的には、この理論は、「企業の国有財産」という概念を用いたうえ、国家が国有企业の財産に對して終極所有権（原語：最終的所有権）を有することを前提にして、企業に法人財産権を承認すると主張している。すなわち企業は法人財産権を有し、国家は企業の国家財産に對して終極所有権を有する。⁽²⁹⁾

この理論は、企業は法人財産権を有し、国家は「企業の国有財産」に對して、終極所有権を有すると構成している。ここにいう「企業の国有財産」は、企業の法人財産ではなくて、ただ国家が出資した「持分」のみと解釈できるならば、国家が「終極所有権を有する」ことは、納得できる。しかし、文言上、「企業の国有財産」は、出資者の「持分」と解釈される余地がなく、企業の法人財産であるか、またはそれと並列している概念としか解釈できな

い。

こうなると、この理論は、形式的には「両権分離」の原則を突き破り、企業に法人財産権を承認したかのように見えるが、実質的には、「企業財産の所有権と経営権を分離する」（「国有企业財産監督管理条例」九条）で示されているように、「両権分離」の枠組みを越えておらず、ここにいう法人財産権はただ一種の「経営権」にすぎないとか解釈することができない。この理論は、現行法に法人財産権を盛り込み、近代的な経済組織に適した企業の財産制度を取り入れようとしている点では、中国の企業制度改革を推進する上で有意義であると評価すべきであろう。しかし、財産権の概念についての曖昧さ、とりわけ企業が法人財産権を有し、国家が「企業の国家財産」に対して最終的所有権を有するという理論構成は、「一物一権主義」に反しているのみならず、企業の財産所有権の理論構成、企業の自主性の確立、所有者と経営者の健全な委任関係の構築といった課題に混乱をもたらしかねない。

国有企业から改組された株式会社では、国は単なる一株主に変わり、会社の基本的事項等を決定する際に株主総会を通じて、権利行使すべきである。しかし、「会社法」に上記のような規定が設けられると、国家は会社に対して出資した「持分」にとどまらず、会社の「国有資産」に対しても所有権を有すると構成されている。ここでは、国有企业が株式会社に改組された後も、国は、従来の「国家本位」という立場から単なる一株主に変わるか、あるいは株主に変わった後も、なお投資した「持分」のみならず、企業の法人財産にまで所有権を有するものとする立法意図が窺われる。このような企業財産制度のもとでは、会社は、名義上、法人としての法人財産権を有しながらも、実際には、その権利行使する際に、株主としての国からその介入を受けるおそれがある。このため、株式会社は法人として独自に経営することが困難であり、また国家と企業との関係は、行政從属関係から所有者と経営者の委任関係へ変えることも困難になる。

注

- (1) 董輔初「経済体制改革に関する若干基本的問題」経済研究編集部『我が国経済管理体制改訂に関する検討』(『關於我國經濟管理体制改革的探討』)(山東人民出版社、一九八〇年)六頁、なお、この見解は、最初に「社会主義所有制形式の問題について」(『關於社會主義所有制形式問題』)という著者の論文により提起された。経済研究一号(一九七九)。
- (2) 青木国彦『体制転換——ドイツ統一とマルクス社会主義の破綻——』(有斐閣、一九九二年)三一八頁。
- (3) 梁慧星「企業法人と企業法人財産権について」(『論企業法人與企業法人財産権』)法学研究三卷一号(一九八一)二七頁、李開国「国営企業財産権の性質に関する検討」(『國營企業財產權性質探討』)法学研究四卷二号(一九八二)三五頁。
- (4) 康徳琯「所有権と所有制との対応関係の分離論と現代企業制度」(『所有権所有制対応関係剥離論と現代企業制度』)法学研究一六卷六号(一九九四)四四頁。
- (5) 陸国梁『企業経営メカニズム転換の実用全書』(『企業轉換經營机制实用全書』)(学林出版社、一九九三年)三頁。
- (6) 江平ほか「国家と国営企業間の財産関係は所有者と占有者との関係にある」(『國家與國營企業之間的財產關係是所有者和占有者的關係』)法学研究二卷四号(一九八〇)七九九頁。
- (7) 梁慧星・前掲注(3)三〇~三一頁。
- (8) 王利明「商品所有権について」(『論商品所有権』)法学研究八卷二号(一九八六)四〇頁。
- (9) 李開国・前掲注(3)三六~三七頁。
- (10) この見解は、株式会社における所有権と經營権との分離を根拠にして、株主が保有する権利を「単純所有権」と見て、それを全民所有制企業の国家所有権と同様に扱っている。
- (11) 李由義=錢明星「国有企業の經營管理権について」(『論國有企業的經營管理權』)法学研究九卷二号(一九八七)三二一頁、錢明星『物権法原理』(北京大学出版社、一九九四年)一三〇頁、二五七頁。

中国国有企业の株式会社化（三）（虞）

- (12) 佟柔＝周威「国営企業の経営権について」（「論国有企業的經營權」）法学研究八卷三号（一九八六）一七頁。
- (13) 陳甦「用益物權通論」梁慧星編『中国物權研究（下）』（法律出版社、一九九八年）六三五頁。
- (14) 胡群「我が国会社立法の障害に関する論文」（論我国公司立法的障害）法学研究二二卷二号（一九九〇）六四頁。
- (15) 佟柔＝周威・前掲注(12)一五頁。
- (16) 梁慧星・前掲注(3)三五頁。
- (17) 「国家所有権と企業經營権との分離理論に関する論争」（「關於國家所有權與企業經營權分離理論的爭鳴」）法制建設二号（一九八七）四六頁。そこでは前記のテーマに関する論点が挙げられているのみであり、論点を主張した学者等の名前は挙げられていない。
- (18) 当時においては、企業が財産権を有することは一種の集団所有制であると見られた。
- (19) 「全民所有制企業改革における若干の法律問題」（「全民所有制企業改革中的若干法律問題」）政治與法律六号（一九八八）六〇頁。そこでは、この見解を主張した学者の名前は挙げられていない。
- (20) 崔勤之「企業法人株の保有および譲渡」（企業法人股的持有與轉讓）法学研究一五卷四号（一九九三）一六頁。
- (21) 吳建兵「自己株式の取得規制について」愛知論集（愛知大学）四九号（一九九〇）七九頁。
- (22) 白国棟「中国の株式会社における企業株の終焉」早稲田法学四四卷三三一頁。
- (23) 川島武宜「所有権法の理論」（岩波書店、新版、一九八七年）三〇一頁。
- (24) 鈴木竹雄＝竹内昭夫「会社法」（有斐閣、第三版、一九九四年）九五頁、北沢正啓「会社法」（青林書院、第五版、一九九八年）一四一頁。なお、株主の法律上の地位をめぐって、この通説である社員権説のほかに、社員権否認説、株式物権説、債権説、株式会社財團論などがある。詳細は、鈴木竹雄＝竹内昭夫・前掲「会社法」九五～九七頁、北沢正啓・前掲「会社法」一四五～一五〇頁、参照。

論 説

- (25) 鈴木竹雄『会社法』(弘文堂、第五版、一九九四年)二七頁。
- (26) 浜田道代『商法』(岩波書店、一九九九年)七七～七八頁。
- (27) 袁木「国有企业改革的若干意見に関する」(關於国有企业改革的若干意見)求是一号(一九九六)一六頁。
- (28) 洪虎「企業改革の方向を明確にさせ、現代企業制度を確立させよう」(明確企業改革方向建立現代企業制度)中国经济体制改革一二号(一九九三)九頁。
- (29) 周叔蓮「財產權改革・現代企業制度確立の核心」(產權改革・建立現代企業制度的核心)經濟導報(香港)總二三三四七号(一九九三年一一月二九日)二二頁。